

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成29年2月24日

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから、平成29年平泉町議会定例会2月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本定例会2月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、本定例会2月会議に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

なお、佐熊睦子教育委員長から入院治療による欠席届が出されており、畠山勝彦教育委員長職務代理者が代理出席しておりますことを申し添えます。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、真竈光幸議員、6番、高橋伸二議員を指名します。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会2月会議の期間は本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日1日限りと決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第3、議案第1号から日程第5、議案第3号まで、事件案件3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

提案理由の説明に入る前に、今回提案しております議案第2号、第3号につきまして、一言ご発言をお許し願いたいというふうに思います。

先般、本町職員が奥州市に出張途中、同市水沢区内におきまして、車2台が関係する交通事故を起こしてしまいました。

職員を管理する、統括する立場といたしまして、指導が行き届かず、このような事故を起こしてしまったことにつきまして、関係者、議員並びに町民各位に対し、心からお詫びをするものでございます。大変申し訳ありませんでした。

今回の事故は、人身2件、物損4件、計6件の損害賠償が伴う交通事故であり、今後、賠償額が確定し次第、議会の承認をいただき、速やかに処理を行おうとするものでございます。

なお、詳細につきましては、提案理由説明後、総務課長のほうから説明をいたさせますので、よろしく願いいたしたいというふうに思います。

それでは、提案理由をご説明させていただきます。

契約案件1件、事件案件2件、計3件についてのご説明といたします。

議案書1ページをお開き願います。

議案第1号、委託契約の変更についてでございます。

一般国道4号道の駅「平泉（仮称）」整備工事の施行に関する平成28年度委託契約の一部を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

委託名、一般国道4号道の駅「平泉（仮称）」整備工事の施行に関する平成28年度契約。

変更内容、委託金額を次のとおり変更する。変更前金額、2億2,392万6,120円、変更後金額、1億9,619万3,880円でございます。

次に、議案書2ページをお開き願います。

議案第2号、損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり法令上町の義務に属する損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

損害賠償の額、92万8,692円。

相手方の住所及び氏名は記載のとおりでございます。

事件の概要、平成29年1月16日、奥州市水沢区字大畑小路地内において、職員運転の公用車が対向車線をはみ出し、停車していた相手方所有の車両に衝突し、相手方所有の車両を全破損させたものでございます。

次に、議案書3ページをお開き願います。

議案第3号、損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり法令上町の義務に属する損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

損害賠償の額、55万6,038円。

相手方の住所及び氏名は記載のとおりでございます。

事件の概要、平成29年1月16日、奥州市水沢区字大畑小路地内において、職員運転の公用車が歩道に乗り上げ、相手方店舗の柵に衝突し、柵を破損させたものでございます。

以上、提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

町長より訂正ということですので。

青木町長。

町長（青木幸保君）

訂正させていただきます。

「柵」でなく「塀」であります。大変申し訳ありませんでした。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案については、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

議案第1号、委託契約の変更について、担当課長の補足説明を求めます。

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

議案書1ページをお開き願います。

議案第1号、委託契約の変更についての補足説明をいたします。

道の駅の名称につきましては、昨年4月26日に道の駅「平泉」と決定いたしておりますが、国との契約段階には決定していなかったため、委託名には仮称と入っている次第であります。

国との整備工事の委託契約につきましては、平成28年度分としまして2億2,392万6,120円となっております。

道の駅「平泉」の整備工事は、今年の3月30日の工期となっておりますが、発注に係る入札減、整備工事内容の精査等により、2,773万2,240円の不用額が発生すると国から連絡を受けており、今年度の契約額の1割を超えることから、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第1号、委託契約の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

議案第2号、損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについて、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案第2号、損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

この案件につきましては、平成26年1月16日午後2時ごろ、当町職員が公用車を運転し、盛岡地方法務局水沢支局に出張途中、奥州市役所通りの市道を南進していた際に、心臓が苦しくなり意識がもうろうとし、対向車線にはみ出し走行したところ、対向してきた車1台が衝突を避けるためハンドルを切ったが間に合わず、その車両の後部に接触、続く事故を避けようとして停止していた後続の車1台にも衝突、その後、その車を全破損させたものでございます。

その後、意識が正常に戻り、状況判断可能となりましたが、そのまま奥州市道の歩道植栽部の縁石に乗り上げたまま走行を続け、交差点手前でございます菓子店の木造の塀に衝突し停止した事故でございます。

この事故によりまして、人身事故2件、物損事故4件が発生しており、そのうち奥州市道の歩道植栽部につきましましては、事故後、事故の報告のみで損害賠償は不要との連絡が道路管理者よりありましたことから、賠償は行わないこととしたところでございます。

今回の議案第2号につきましましては、ただいま説明いたしました事故のうち、2台目の自動車の所有者に対する損害賠償でございまして、全破損した相手方の車の時価額、当該車両のレッカー代、新たな車が納車されるまでに使用したレンタカー代等の合計額の92万8,692円となっているところでございます。

その他の事故案件につきましましては、それぞれの事故に対する治療費、損害額が確定次第、法令上町の義務に属する損害賠償のうち、損害額1件50万円以上の場合は議会の議決を、1件50万円未満の場合は、それぞれの損害賠償案ごとに専決処分をさせていただき、速やかに処理を行おうとするものでございます。

また、今回の損害賠償が発生する事故5件につきましましては、和解による事故処理を進めようとするものでございます。

なお、専決処分をさせていただいた案件につきましましては、直近の議会定例会に、定例会議におきまして報告をさせていただくものでございます。

事故を起こしました職員の今後の公務での自動車運転につきましましては、2月17日に副町長を委員長といたします職員衛生委員会を開催し、健康管理区分の検討を行い、当分の間、禁止と決定し所属長に通知、その所属長より当該職員にその旨を指示したところでございます。

すみません、先ほどの説明の中で、「26年」と申し上げましたけれども、「29年」1月16日午後2時に発生した事故でございます。

以上の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

けがの状況など、相手方、当の職員の、そういった状況など、お聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

けがの状況でございまして。

まず、相手方でございますけれども、相手方につきましましては、2台目に衝突した車の運転手につきましましては、その衝突した際に、県立胆沢病院のほうに救急車により搬送いたしまして、頸椎捻挫ということで、全治3週間の診断結果をいただいているところでございまして、現在も通院、加療中でございます。

また、最初の1台目の車の運転手につきましては、その接触事故を起こしました翌日に、首に違和感が感じたというようなことで、次の日に市内の病院に診察を受けに行きましたけれども、その一日のみの診察で済んでいるというふうなところでございます。

また、事故当事者の職員でございますけれども、当事者におきましては、特段のけが等がございませんでした。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

なかなか交通事故は、相手があったり、こちら側も気をつけていても事故というのは起こり得るもので、100%なくすというのはなかなか難しいかと思うのですが、ただ、今後の対応として、実は今、高齢者の自動車運転の事故の問題はよくマスコミでも取り上げられるわけですが、私、県警からいろいろ資料取り寄せた最近の事故の状況を見ると、実は必ずしも高齢者が事故が多いわけではなくて、実は若い人が多いというのもあります。今回の職員の年齢などについては、私、承知しておりませんが、そういったこともありますし、日頃から、やはり職員がけがを負わせるということ事態にもなっているわけですから、町としても、この交通安全対策といいますか、そういった運転の訓練というふうにはいかないかもしれませんけれども、そういうのを常にやっていくということが、特に高齢者でなくても、若い方、特に自動車があまり得意でないのかわかりませんが、そういったことも踏まえて対応していくことが必要ではないかと思えます。

いずれにせよ、引き続き相手方には本当に真摯な対応といいますか、十分やっていただければという、以上です。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

議員のご指摘のとおりでございます。

いずれ、相手方につきましては、事故発生直後に、町長と担当課長からもお詫びを申し上げたところでございますし、今後につきましても、真摯な対応をさせていただきたいというふうに思っております。

また、交通安全につきましては、日頃より庁議等で町長のほうからも、いろいろな形での注意喚起の指示を受けているところでございます。それに基づきまして、各課長から部下のほうにも、今後も引き続き注意喚起をするような形で努めさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

1 1 番（寺崎敏子君）

本当に残念な結果だなということで思っております。

再発防止のためにも、あえて大変言いにくいところなのですが、質問させていただきたいと思っております。

精神衛生上、今後、全職員に対してもいろいろと、指導していくということを、町長からも担当課の課長からもお伺いしました。そういうところでいいのですが、やっぱり起こすな起こすなということではなくて、やっぱり職場の空気ということもかなり重要ではないのかなというふうなところもあります。

それで、衛生管理上、今後どのように全員の職員に対して指導されていくのかということ、もう一度、町長のほうからきちっとお答えいただきたいということでございます。

それから、今後の職員の外出についても、実は、町内であれば一人でもいいとは思いますが、今回は健康上の理由もあるから、今度は運転しないと、させないと、当面ということのようですけども、健康な状態であっても、どういうふうになるかわからない状態であるので、町内から出るときは、二人体制で出すというような体制も検討してみたいかなというふうに思います。

それから、健康上の事故なので、今回この懲罰委員会というのがあるわけですけども、その懲罰委員会の中でのやっぱり審議も慎重にし、全職員に徹底した指導をしていただきたいということでもあります。

それから、もう一点です。

物損事故で、かなり相手側の車が壊れたという損害があるということになれば、公用車も相当の損害があったのではないのかなと思いますが、その辺のところもちょっと詳しく説明していただきたいなというふうに思います。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

まずは、私自身としても、特に交通安全については、町内のさまざまな団体を通して、平泉町の交通安全には大変目配り気配りしているという自負を持っております。また、そういう気持ちを常に持ちながらやっていかななくてはならないというものを自分自身戒めている、そういう状況の中にありました。

そういった中で、私が管理する監督する指揮する、そういう中で、こういった事故を起こしてしまったということについては、本当に返す返すも残念でありますし、なお、自分としても、その精神が自分自身が緩んでいたのだろうというふうに、改めて自分に対して大変きつい自己指導をしているところであります。

いずれにいたしましても、今後は、特に今まで以上に職員に対しても、まずはここからきちんとやっていかないと、町民にいかに私から、車には気をつけろ、事故に気をつけろ、運転には気をつけてやってくださいと言っても、やはり自分のところから崩れていくのでは、なかなかその

目的も達成できないというふうに思っております。

さらに、その中には交通事故のみならず、やはり庁舎内、そして職員一体となって、やっぱり楽しいと、やっぱり職場をつくるのだということを目標に掲げて、常に私からもお話ししているところでもあります。

今後も、今まで以上に、そういった戒めの気持ちを持ちながら、町を発展させるべく肝に銘じながら、今後ともなお一層、指導してまいりたいと思いますので、今後とも議会の皆様方には、なお一層ご指導を賜りたいというふうに思います。本当に申し訳ありませんでした。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

職員の衛生管理でございますけれども、副町長を委員長といたします職員衛生委員会の中で、日頃より、精神的な面も含めまして十分に管理職等が目配り気配りをしながら、注意喚起をしながら環境整備に努めるというふうな形での指導はしているところでございます。

それから、公用車の損害にかかわる処理でございますけれども、これにつきましては予備費を充用させていただきまして修理をさせていただくという形で、今、見積もりをとっているところでございます。

それから、懲罰委員会等の話でございますけれども、いずれ、今回まだこの事故にかかわる県の公安委員会等の処分、交通違反点数等の確定がございません。違反点数によりましては、懲戒にかかわる点数になる可能性もございます。その点数によりまして、これからの処分の方向性を決めていくというふうなことになることとございますので、まだ今現在では確定しているところとございませんけれども、可能性としては戒告に該当する処分になる可能性がございます。

それから、町外の出張の二人体制ということの提案でございましたけれども、確かにそういう心配でございますので、複数の職員で対応できればいいということではございますけれども、いずれ今の当町の職員体制の中で申し上げますと、なかなか一つの案件、事務に対しまして二人の職員で出かけるというのは、ちょっとかなり厳しいところではございますけれども、ただいまご指摘あった内容につきましては、今後の検討とさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

ありがとうございました。

本当にこういう質問はなかなかやりにくいですし、これも議会としてのチェック機能の果たすところであろうかと思って、再発防止のためにもあえて質問させていただきました。

当局ばかりではなくて、議員等も今後、気をつけていかなければならない、いつどういふ事故がどういふふうな形で起こるかもわからないので、やっぱりお互いに気をつけていかなければならないのではないかなというところで質問させていただきました。これからもどうぞ職員のご指

導よろしくお願ひしたいところでございます。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第2号、損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

議案第3号、損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについて、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、議案書3ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第3号、損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについての補足説明をさせていただきます。

この案件につきましては、ただいま議決いただきました議案第2号で説明いたしました事故のうち、当該車両が最後に衝突した木造塀の所有者でございます菓子店に対する損害賠償でございます。損壊した木造塀の修繕に要した費用の全額55万6,038円となっておりますところでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (佐藤孝悟君)

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第3号、損害賠償の額の決定に関し議決を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 (佐藤孝悟君)

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

議 長 (佐藤孝悟君)

日程第6、議案第4号、平成28年度平泉町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長 (青木幸保君)

それでは、4ページをお開きください。

議案第4号、平成28年度平泉町一般会計補正予算(第4号)でございます。

平成28年度平泉町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,835万3,000円としようとするものでございます。

以上、提案いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 (佐藤孝悟君)

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案については、担当課長の補足説明を求め、議決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

議案第4号、平成28年度平泉町一般会計補正予算(第4号)について、担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

それでは、議案書4ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号、平成28年度平泉町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、4ページの裏をお開きください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額でご説明をさせていただきますが、款項同額でございますので、項の補正額で説明いたします。

はじめに、歳入でございます。

19款諸収入、5項雑入148万5,000円、これは今回の議案第2号、第3号の損害賠償に係る自動車損害共済金でございます。

歳入合計148万5,000円。

次に、歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費148万5,000円、これは今回の議案第2号、第3号の損害賠償に係る損害賠償金でございます。

歳出合計148万5,000円。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

端的にお聞きをいたします。

今、議決をした第2号議案、第3号議案の総額と、補正の中で支出をする、いわゆる歳出として賠償金と計上されている金額、270円の差があるのですが、賠償金額と差があるというのは、どういうふうに理解をすればいいのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

予算計上につきましては、1,000円単位で切り上げ、切り捨てを四捨五入してございますので、いずれ歳出につきましては、切り上げて計上ということでございます。

また、歳入については、基本的には切り捨て計上でございますけれども、今回につきましては、19款5項、諸収入の雑入につきましては、他の項目の諸雑入もありますことから、歳入歳出同額で計上させていただいたところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

そうすると、3月年度末決算の中では、どのようにこの端数が処理されるのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

決算書につきましても、円で出させていただきまして不用額で処理をさせていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第4号、平成28年度平泉町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（佐藤孝悟君）

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

議長（佐藤孝悟君）

以上で、本定例会2月会議に付託された議案が議了しました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもって、平成29年平泉町議会定例会2月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午前10時39分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 真 籠 光 幸

同 高 橋 伸 二